

二種混合（ジフテリア・破傷風）予防接種のお知らせ

予防接種法により、小学6年生を対象に二種混合（ジフテリア破傷風）の予防接種を行います。

乳幼児期に三種混合（百日咳・ジフテリア・破傷風混合）の予防接種を実施していますが、この予防接種は、時間の経過とともに病気に対しての抗体が低下してしまうという特徴があります。そのため、小学校6年生で二種混合ワクチンを追加接種し、抗体を高めていきます。

つきましては、下記の医療機関で個別接種にて実施しますので、接種されますようお知らせいたします。

【対象者】 清水町に在住する小学校6年生

【接種期間】 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
※4月から6月の接種が望ましいです。（寒くなると、風邪やインフルエンザが流行しやすい時期となりますので、早めに接種しましょう。）

【接種料金】 無料（全額公費負担）

【接種医療機関】 下記の医療機関に予約してから、接種してください。

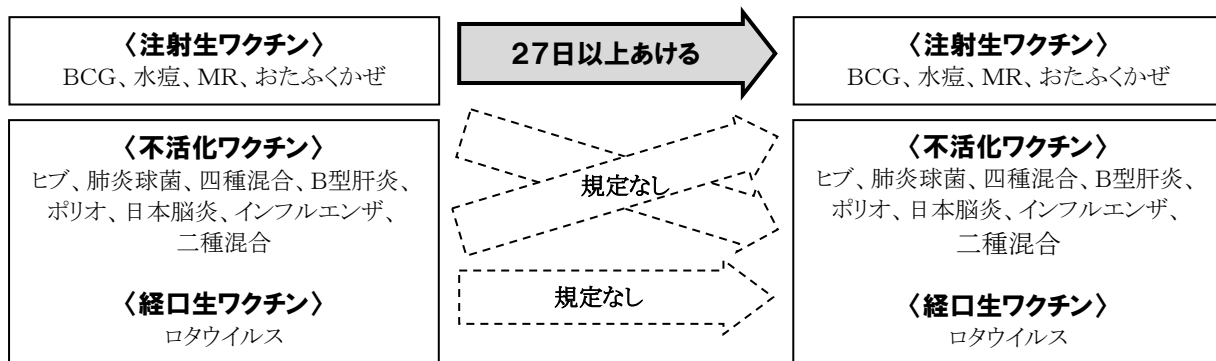
医療機関	電話番号	住 所	接種日時	予約
清水赤十字病院 （小児科）	6 2 - 2 5 1 3	清水町 南2条2丁目	診療時間内	事前予約
だい内科医院	6 9 - 3 5 5 5	清水町 南4条4丁目	診療時間内	
前田クリニック	6 2 - 2 0 3 2	清水町 南1条4丁目	診療時間内	
御影診療所	6 3 - 2 3 2 0	清水町御影 西2条3丁目	診療時間内	1週間前までに 予約

【持 ち 物】 母子健康手帳、健康保険証、二種混合（2期）予防接種予診票

【町外医療機関での接種費用助成】

小児慢性疾患等のため、町外のかかりつけ医のもとで接種することが必要な場合の他、やむを得ない事情により、町内医療機関での接種が不可能な場合は、町外の医療機関での接種費用を助成します。事前申請が必要ですので、あらかじめ保健福祉課へご連絡をお願いします。

【異なった種類のワクチンを接種する場合の間隔】



【問合せ・相談先】 保健福祉センター内 保健福祉課 健康推進係 電話 67-7320

二種混合（ジフテリア・破傷風）の予防接種受けるにあたっての説明書

～「予防接種と子どもの健康」抜粋～

1 二種混合（ジフテリア・破傷風）ワクチンについて

この予防接種は、病原体が生産する毒素を取り出して、その毒素をなくして作られたトキソイドワクチンで、時間の経過とともに病気に対しての抗体が低下してしまうという特徴があります。ジフテリアと破傷風を予防するために、乳幼児期に三種混合（百日咳・ジフテリア・破傷風）予防接種を行い、さらに小学校6年生の時に二種混合（ジフテリア・破傷風）予防接種を追加して抗体を高めていきます。

2 ジフテリアとは

ジフテリア菌の飛沫感染で起こります。

1981年（昭和56年）に現在使われているジフテリア・百日咳・破傷風（DPT）ワクチンが導入され、現在では患者発生数は年間0～1名程度です。しかし、ジフテリアは感染しても10%程度の人に症状が出るだけで、残りの人は症状が出ない保菌者となり、その人を通じて感染することもあります。

感染は主にのどですが、鼻にも感染します。症状は高熱、のどの痛み、犬吠様のせき、嘔吐などで、偽膜とよばれる膜ができて窒息死することもあります。発病2～3週間後には菌の出す毒素によって心筋障害や神経麻痺を起こすことがあるため注意が必要です。

3 破傷風とは

破傷風菌はヒトからヒトへ感染するのではなく、土の中にいる菌が、傷口からヒトの体内に入ることによって感染します。菌が体の中で増えると、菌の出す毒素のために、口が開かなくなったり、けいれんを起こしたり、死亡することもあります。患者の半数は本人や周りの人では気づかない程度の軽い刺し傷が原因です。土中に菌がいるため、感染する機会は常にあります。また、お母さんが抵抗力（免疫）をもっていれば出産時に新生児が破傷風にかかるのを防ぐことができます。

4 副反応

注射部位の発赤・腫脹（はれ）、硬結（しこり）などの局所反応が主で、7日目までに約31.1%認められます。なお、硬結（しこり）は少しずつ小さくなりますが、数ヶ月残ることがあります。特に過敏な子で肘をこえて上腕全体がはれた例が少数あります。

通常高熱は出ませんが、接種後24時間以内に37.5℃以上になった子が約0.1%あります。重い副反応はなくても、機嫌が悪くなったり、はれが目立つときなどは医師に相談してください。

5 接種にあたっての注意事項

予防接種は、体調の良い日に行うことが原則です。また、以下の場合には接種を受けることが

できません。

- ・ 明らかな発熱（37.5℃以上）がある場合
- ・ 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな場合
- ・ 二種混合ワクチンの接種液の成分によってアナフィラキシーを起こしたことがある場合
- ・ その他、医師が不適当な状態と判断した場合

6 接種を受けたあとの注意事項

- ・ 接種後少なくとも30分間は、ショックや重いアレルギー症状が起こる場合があるので、医師とすぐに連絡がとれるようにしておきましょう。
- ・ 接種後1週間は副反応の出現に注意しましょう。
- ・ 接種部位は清潔に保ちましょう。入浴はできますが、接種部位をこすことはやめましょう。
- ・ 接種当日は、激しい運動を避けましょう。
- ・ 接種後に、高熱やけいれんなどの異常が現れた場合は、速やかに医師の診察を受けて下さい。
- ・ 他の予防接種をする時は、6日以上はあけましょう。

7 予防接種による健康被害救済制度について

定期の予防接種によって引き起こされた副反応により、医療機関での治療が必要になったり、生活に支障がでるような障害を残すなどの健康被害が生じた場合には、予防接種法に基づく補償を受けることができます。

健康被害の程度に応じて、医療費、医療手当、障害児養育年金、障害年金、死亡一時金、葬祭料の区分があり、法律で定められた金額が支給されます。死亡一時金、葬祭料以外については、治療が終了する又は障害が治癒する期間まで支給されます。

ただし、その健康被害が予防接種によって引き起こされたものか、別の要因（予防接種をする前あるいは後に紛れ込んだ感染症あるいは別の原因等）によるものなのかの因果関係を、予防接種・感染症医療・法律等、各分野の専門家からなる国の審査会にて審議し、予防接種によるものと認定された場合に補償を受けることができます。

二種混合予防接種の対象年齢は、11歳以上13歳未満に実施することとなっていますが、その期間を過ぎて接種を希望する場合、予防接種法に基づかない接種（任意接種）として取り扱われます。その接種で健康被害を受けた場合は、独立行政法人医薬品医療機器総合機構法に基づく救済を受けることとなりますが、予防接種法に比べて救済の額が概ね二分の一（医療費・医療手当・葬祭料については同程度）となっております。